

中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会
産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会 第2回合同会議 議事次第・資料

フロン類等対策に係る経済的手法の 検討について

平成24年5月28日

環 境 省

フロン類対策への経済的手法の活用に向けての検討

検討の背景

フロン類等の係る対策は、オゾン層の保護及び地球温暖化防止の観点から大変重要。

「フロン類等対策の現状と課題及び今後の方向性について(中間整理)」(平成23年中環審フロン類等対策小委員会)において、今後のフロン類等対策のためには、経済的手法を活用することを検討すべきとされた。

以上を踏まえ、平成23年度、環境省においてフロン類対策への経済的手法の活用に向けて検討を行った。

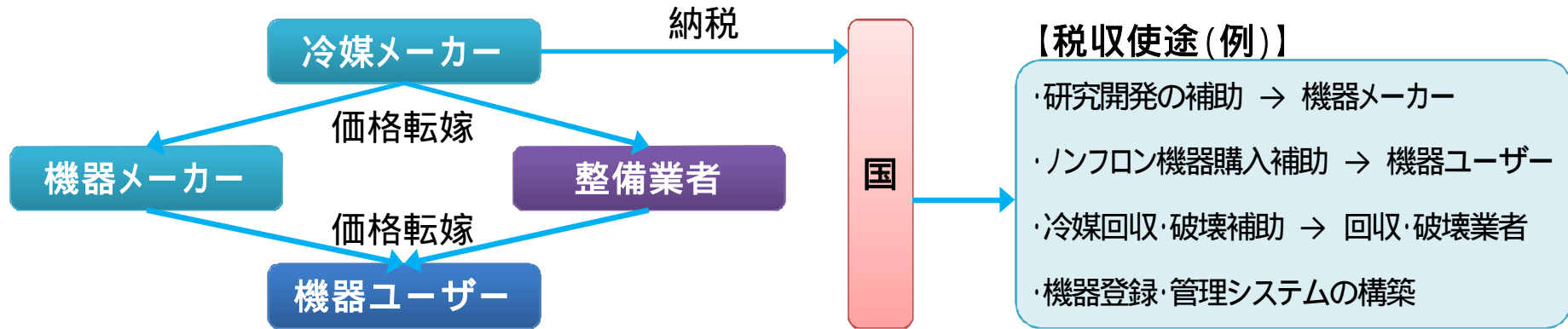
検討方法

国内外における既存の経済的手法について情報収集を行った。
情報収集の結果を参考に、下表の3パターンを想定して具体的な制度を設定し、課題等を整理した。

	制度	フロン回収責任者
A	冷媒メーカーへの課税	機器ユーザー
B	機器メーカーによるデポジット制度	機器ユーザー
C	機器メーカーによる課金制度	機器メーカー

フロン税について

制度イメージ



徴税方法	課税対象となる冷媒用フロン類を製造するメーカーに対し課税。
税率	地球温暖化対策のための税の税率(289円/t - CO ₂)相当をフロン類に適用。
税収規模	約200億円程度/年

課題

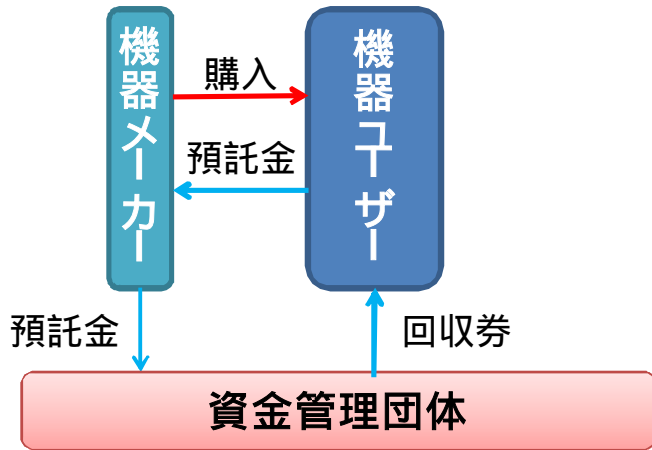
- 価格転嫁の発生割合
- 冷媒価格上昇による機器ユーザーの行動変化(冷媒の代替や漏洩率の低下)等の有無
- 税率の設定方法の妥当性(冷媒価格に対する額の大きさ、基準となる指標)
- 税収の用途の明確化
- 用途に応じた制度の適用除外

等

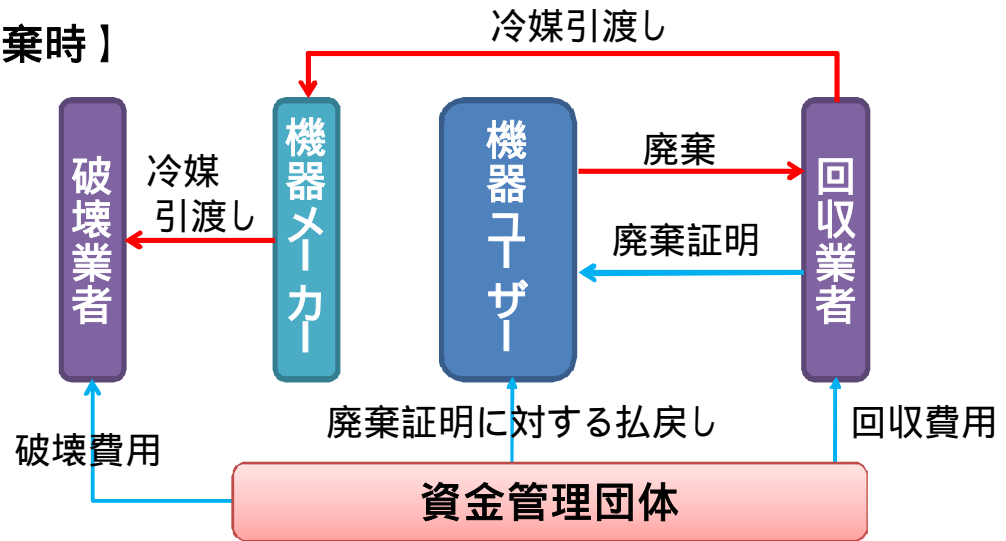
デポジット制度について

制度イメージ

【購入時】



【廃棄時】



→ : お金の流れ → : 冷媒の流れ

制度概要	ユーザーが機器購入時に預託金を払い、廃棄時にフロン類の回収・破壊を行った場合に、所定の払戻しを受けるもの。
対象機器	新規出荷される業務用冷凍空調機器約100万台/年。
預託金の用途	廃棄時の払戻し(1台平均7,000円)、フロン類の回収・破壊(1台平均82,000円)、資金管理団体の運営費(約8.7億円/年)

課題

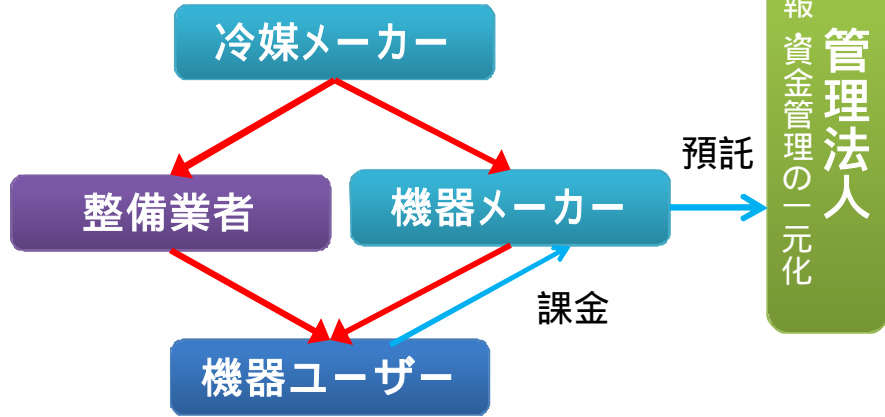
- 預託金の額や払い戻し基準の設定(設置時に回収・破壊費用の想定が難しい機器の預託金額等)
- 機器の使用期間(預託金を預けてから払戻しを受けるまで)が長期
- 既存の機器についての制度適用の可能性
- 用途に応じた制度の適用除外

等

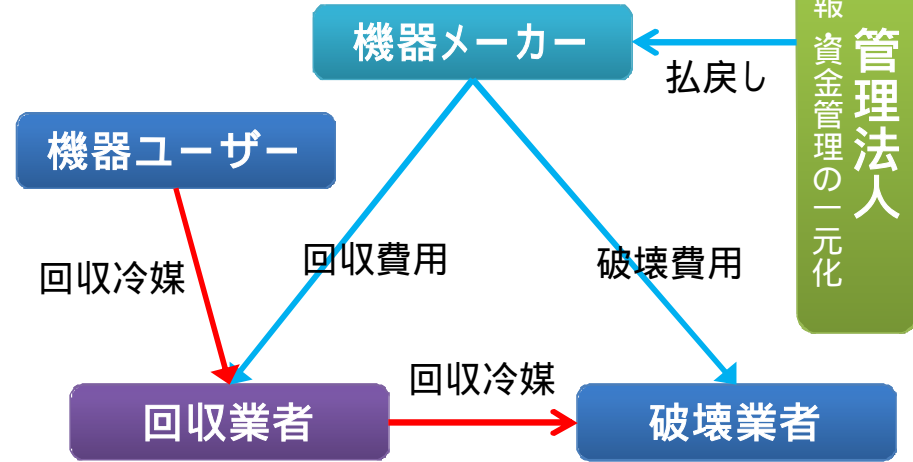
メーカーによる課金制度について

制度イメージ

【購入時】



【廃棄時】



→ : お金の流れ → : 冷媒の流れ

制度概要	機器ユーザーがメーカーに対して廃棄時のフロン類の回収破壊費用を前払いし、機器メーカーが廃棄時のフロン類回収破壊費用を負担する。
課金額	約6,000円/kg(回収破壊費用及び回収冷媒量より概算)
預託金の用途	回収破壊費用、情報管理、普及広報等

課題

- メーカーがユーザーに関する情報を把握する仕組みの構築
- 設置時に回収・破壊費用の想定が難しい機器の預託金額等の設定
- 機器の使用期間(預託金を預けてから払戻しを受けるまで)が長期
- 既存の機器についての制度適用の可能性
- 用途に応じた制度の適用除外